

トクヤマグループ サステナブル調達ガイドブック

2025 年 4 月 1 日

株式会社トクヤマ

— 目 次 —

はじめに	1
トクヤマグループ 調達基本方針	2
トクヤマグループ サステナブル調達ガイドライン	3-4
サステナブル調達に係る上位概念・方針	5-10
サステナブル調達に係る関連方針	11

はじめに

私たちトクヤマグループは、「化学を礎に、環境と調和した幸せな未来を顧客と共に創造する」という存在意義のもと、社会に必要とされる企業であり続けるために企業価値を追求し、事業を通じてサステナブルな社会の実現を目指しています。そのためには、地球温暖化防止や環境保全、人権尊重、安全衛生といった、喫緊かつ多岐にわたる社会課題に対応する必要があります。しかし、これらの解決は私たち単独で成し得るものではなく、サプライチェーン全体で取り組む必要があります。

社会課題への対応として、『ビジネスと人権に関する指導原則』や『労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言』、『国連グローバル・コンパクト 10 原則』といった国際規範が提言されており、私たちはあらゆる事業活動において、これらを支持・尊重しています。本ガイドブックに掲載の「トクヤマグループ 調達基本方針」ならびに「トクヤマグループ サステナブル調達ガイドライン」は、これら国際規範やトクヤマグループの上位概念・各種方針のもと策定しています。

このような背景のもと、事業活動に欠かせない原材料、製商品、設備、工事、物流、サービスなどの全ての調達活動に対する考え方として、「トクヤマグループ 調達基本方針」を策定しました。そして、持続可能な責任ある調達活動を推進していくために、お取引先の皆様に私たちとともに取り組んでいただきたい事項を「トクヤマグループ サステナブル調達ガイドライン」に取りまとめています。

お取引先の皆様と、本ガイドブック記載のサステナビリティに関する取り組み状況について、情報交換や対話を通じたパートナーシップを構築し、更なる相互発展と持続可能な社会の実現を目指したいと考えますので、何卒ご賛同・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「トクヤマグループ 調達基本方針」

トクヤマグループは、事業活動においてお取引先の皆様の協力と支援を得て成り立っていることを認識しております。そして、暮らしに役立つ価値ある製品を作り上げることを共通の目標とする良きパートナーでありたいと考えます。

この目標を達成するために、『トクヤマグループ 行動憲章』のもと、『トクヤマグループ 調達基本方針』（以下、本方針）を定め、本方針に従い調達活動を行います。

1. トクヤマグループは、原材料、製商品、設備、工事、物流、サービスなどの全ての調達活動に際し、国内外の関連法令、社会規範、企業倫理を遵守します。
2. トクヤマグループは、公平・公正かつ透明な調達活動を行います。
3. トクヤマグループは、新しいお取引先が参入しやすい環境を整備し、特性ある提案をお持ちの国内外のお取引先に広く門戸を開きます。
4. トクヤマグループは、継続的・反復的なお取引においては、定期的な契約の見直しを行います。
5. トクヤマグループは、お取引にあたって、お取引先および製品・サービスなどを以下の観点で総合的に評価し、選定します。
 - ・ 品質、価格、納期
 - ・ 技術力、信頼性、安全性
 - ・ アフターサービス、保守管理の容易性
 - ・ トラブル時の対応能力
 - ・ 既設設備との整合性
 - ・ 経営の安定性
 - ・ 法令遵守の取り組み
 - ・ 人権尊重・労働環境への配慮、資源保護、環境保全などサステナブル調達の観点
6. トクヤマグループは、サステナブル調達に関するガイドラインを作成・公開し、お取引先の皆様に本ガイドラインを支持いただくことを期待します。
7. トクヤマグループは、調達活動で知り得た情報を厳格に管理し、機密の保持に努めます。
8. トクヤマグループは、お取引に際し、謝礼などいかなる個人的利益および社会的常識の範囲を超えた接待・贈物も受けません。
9. トクヤマグループは、随時必要に応じて、お取引先の皆様のパフォーマンスの確認や対話を通じたパートナーシップを構築し、相互発展と持続可能な社会の実現を目指します。

注）本方針は、契約の内容を成すものでもなく、また契約の申し込みを意味するものでもありません。

2025 年 4 月 1 日 改定

https://www.tokuyama.co.jp/company/purchase_policy.html

「トクヤマグループ サステナブル調達ガイドライン」

トクヤマグループは、「トクヤマグループ調達基本方針」に則り、サプライヤーおよびサービスプロバイダーであるお取引先の皆様を含めたサプライチェーン全体において、社会的責任を果たし持続可能な調達を実現するため、「トクヤマグループ サステナブル調達ガイドライン」を取りまとめました。

本ガイドラインの趣旨に対しご理解・ご賛同をいただき、取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

1. 法令、社会規範、企業倫理の遵守

- ・ 事業活動を行う各国・地域における商取引、環境、安全、知的財産など、関連する法令や規則を遵守します。
- ・ コンプライアンスの徹底を図り、現地における社会規範や倫理、文化、慣習を尊重します。
- ・ 違法、不正、その他重大なリスク行為を報告・相談できる体制を社内または社外に整備します。その際、通報者の秘密を厳守し、不利益な扱いを受けることがないようにします。

2. 人権および労働者の権利の尊重

- ・ あらゆる非人道的な扱いを禁止し、国際的に宣言されている基本的人権を尊重します。
- ・ 求人と雇用における不当な差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めます。
- ・ いかなる強制労働・児童労働も禁止します。また、若年労働者の業務に配慮します。
- ・ 事業活動を行う各国・地域における最低賃金を遵守します。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮します。
- ・ 不当な減額を行わないなど、賃金の適正な支払いを行います。
- ・ 事業活動を行う各国・地域の法令に基づき、結社の自由や団体交渉権など、労働者の基本的権利を尊重します。

3. 労働安全衛生の確保

- ・ 労働時間・休日は事業活動を行う各国・地域の法令等に従い適切に管理し、過重労働を禁止します。
- ・ 職場における事故や、有害な化学物質、騒音、悪臭、振動などのリスクを把握して適切に管理し、労働者の安全衛生の維持・向上に努めます。
- ・ メンタルヘルスに配慮し、労働者の心身の健康に努めます。
- ・ 自然災害や事故など緊急時の対応策を策定し、訓練などを通じ周知徹底を図ります。

4. 環境への取り組み

- ・ 環境マネジメントシステムを構築して運用し、継続的な環境負荷の低減に努めます。
- ・ 有害物質、環境負荷物質など法令等で指定された化学物質を適切に管理します。可能な限り使用量や排出量を削減し、排出する場合は適切な処理を行い、環境負荷を低減します。
- ・ GHG（温室効果ガス）の排出量を適切に把握し、目標をもって削減に取り組みます。
- ・ 水の使用量を把握し、削減や再利用に努めます。排出する場合は、適切に処理し環境負荷を最小限に抑えます。
- ・ サーキュラーエコノミーの観点から事業活動を見直し、環境負荷の低減に努めます。廃棄物が発生する場合は、3R（削減・再利用・リサイクル）を推進し削減に努めるとともに、発生した廃棄物は事業活動を行う各国・地域における法令などに従い適切に処理します。
- ・ 環境負荷の少ない原材料や製商品・サービスを選択したり、環境に配慮した企業を採用したりするなど、グリーン調達を推進します。

- 生物多様性への配慮を行います。

5. コーポレート・ガバナンスの体制整備

- 健全な企業経営を実現し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築します。
- 持続可能な事業活動を遂行するため、適時適正な情報開示に努めます。
- 損失等の回避または低減のため、リスク管理体制を強化します。
- 不測の事態に備え、BCPの策定等、平時から事業継続能力の向上を図ります。

6. 公正な事業活動の推進

- 誠実で公平・公正な取引を行う。一方的で不合理な要求を行わない。優越的地位を濫用し、取引先に不利益を与える行為をしません。
- 事業活動を行う各国・地域における競争法を遵守し、公正・透明で自由な競争を阻害する行為を行いません。
- 事業活動を行う各国・地域における行政や公務員との関係において、適切に管理し腐敗の防止に努めます。取引先との関係においても、社会常識を超えた金品・接待の提供や授受を行いません。
- 利益相反行為を行いません。
- 取引先に対し、製品・サービス・取引方法に関する正確な情報を提供します。
- 提供する製品・サービスにおいて、他者が保有する知的財産権を侵害しません。
- 貨物の輸出入や技術の提供および仲介貿易取引に対し、所在国・地域の貿易関連法令および規則を遵守し、適切な貿易管理を行います。
- 責任ある鉱物調達を行います。
- 反社会的勢力・団体との関係を断絶します。
- 取引上で知り得た非公開の重要情報に基づく、インサイダー取引を行いません。

7. 品質・安全性の向上

- 製品・サービスにおける品質のマネジメントシステムを構築し運用します。
- 必要なトレーサビリティの管理などを通じ、製品・サービスの品質と安全を確保する。問題発生時には迅速に対応します。
- 法令、或いはサプライチェーンにおいて製造、使用が禁止されている物質を原則として使用しません。
- サプライチェーンにおいて必要な製品安全・品質管理の情報を提供します。

8. 情報セキュリティの管理

- 自社およびサプライチェーンにおける機密情報の漏洩防止と個人情報の保護を適切に行います。
- コンピューターとネットワーク上の脅威に対する保護策を講じます。

9. 地域社会とのコミュニケーション

- サステナビリティの観点から社会貢献活動を推進し、国際社会・地域社会の発展に貢献します。

10. サプライチェーンへの展開

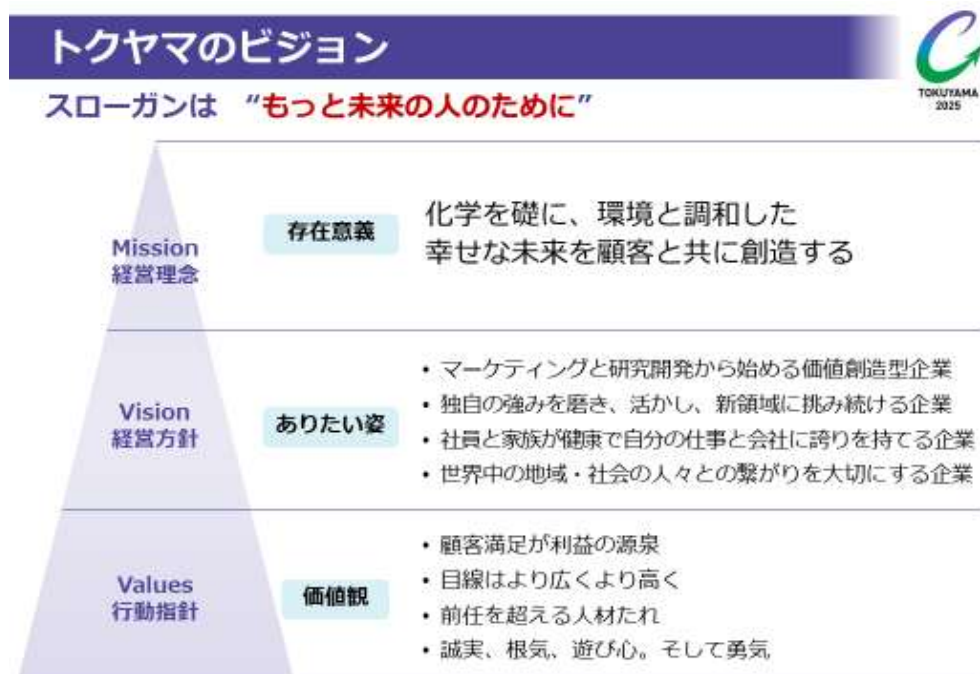
- 本ガイドラインの趣旨をサプライチェーンにも展開し、推進します。

2025年4月1日 改定

https://www.tokuyama.co.jp/company/purchase_policy.html#CSR_Procurement_Guidelines

サステナブル調達に係る上位概念・方針

調達基本方針とともに、サステナブル調達ガイドラインの上位概念・方針となる「トクヤマのビジョン」、「トクヤマグループ サステナビリティ基本原則」、「トクヤマグループ 行動憲章」、「トクヤマグループ 人権方針」を示します。



<https://www.tokuyama.co.jp/company/vision.html>

「トクヤマグループ サステナビリティ基本原則」

トクヤマグループの「化学を礎に、環境と調和した幸せな未来を顧客と共に創造する」という存在意義のもと、「ありたい姿」を実現するため、以下サステナビリティ基本原則を定めます。

1. 事業を通じて社会課題解決に貢献し、持続可能な未来の実現に寄与します。
2. 人権・人格・多様性を尊重し、人材の育成および健康経営の推進により、働く人の働きがい追求します。
3. コンプライアンスを徹底し、誠実で透明性のある企業活動を行います。
4. 安全を常に最優先し、保安防災、労働安全衛生を推進します。
5. 地球温暖化の防止および生物多様性に配慮し、地球環境の保全・調和に取り組みます。
6. 顧客や消費者の満足・安心を叶える製品・サービスを提供します。
7. 各国・地域との共存、連携をはかり、地域社会への貢献を行います。
8. 様々なステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に行います。

2023 年 4 月 1 日

<https://www.tokuyama.co.jp/csr/activities.html>

「トクヤマグループ 行動憲章」

私たちトクヤマグループの役職員一人ひとりは、「化学を礎に、環境と調和した幸せな未来を顧客と共に創造する」という存在意義のもと、事業を通じて持続可能な社会の実現を目指します。

トクヤマグループがステークホルダーから信頼され発展し続けられるよう、私たちは以下に基づき行動します。

適用範囲

本方針は、トクヤマグループで働く全ての役職員に適用します。

1. 価値の創造

私たちは、人々がより便利に、より健康に、より快適となる未来に向けて、製品・サービスを創造・提供していきます。

- 1) 顧客満足が利益の源泉であるとの認識に立ち、持続可能な社会の実現に向けた有用な製品・サービスを創造し、提供します。
- 2) 目線をより広く高く持ち、既存の領域にとどまることなく、マーケティングと研究開発から始める価値創造型企業を目指します。
- 3) 永きにわたり培ってきた特有技術、製造プロセス・技術、顧客ネットワークなどの独自の強みを磨き・活かし、たゆまず成長していきます。
- 4) 一人ひとりが前任を超えるプロフェッショナルな人材たるために、勇気をもってチャレンジする姿勢を大切にします。

2. 人権尊重と働き方

私たちは、人権尊重をあらゆる企業活動の基本と考えます。

- 1) 事業において人権への負の影響があることを認識し、人権侵害を回避し、人権尊重に努めます。
- 2) 役職員一人ひとりの多様性・人格・個性を尊重し、いかなる差別も行いません。
- 3) いかなる場合においても、個人の尊厳を傷つける行為は行いません。
- 4) 多様な働き方を認め、相互理解と信頼をもとに、一人ひとりが最大限能力を発揮できる働きがいのある職場づくりを行います。
- 5) 安全で心身ともに健康で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。

3. コンプライアンス

私たちは、国内外の法令・社会規範および社内ルールなどの遵守はすべての企業活動に優先するとの立場を貫きます。

- 1) 企業活動に関わるあらゆる法令・規制・ルールを遵守するとともに、企業倫理に則り良識をもって行動します。
- 2) 社会の要請と信頼に足りうるコーポレート・ガバナンスを追求し、持続的な成長と企業価値の向上を図ります。
- 3) 国内外の関係法令とルールに準拠した適正な経理処理と納税を行います。

4. 安全・品質・環境

私たちは、社会的に有用な製品・サービスを安全性に十分配慮して開発、製造し、社会に提供するとともに、顧客・消費者の満足と信頼を確保します。

- 1) 「安全はすべてに優先する」という認識のもと、職場と地域社会の安全と安心を確保します。
- 2) 全ての事業活動において、より堅固な安全体制の構築を目指します。
- 3) 顧客・消費者の品質要求を満たした信頼される製品・サービスを提供するため、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組みます。
- 4) 環境に配慮した製品づくりを行うとともに、自らの事業活動においても、環境負荷の低減や資源の有効活用に努めます。

5. 持続可能な社会、社会との共生

私たちは、事業活動を通じて持続可能な経済成長と社会的課題の解決に努めます。

- 1) 気候変動への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
- 2) 事業活動における生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に努めます。
- 3) 国・地域・社会の良き企業市民として、それぞれの地域経済・社会の発展に積極的に貢献し、共に歩み続けます。

6. コミュニケーション

私たちは、幅広いステークホルダーに対し適時・適切な情報開示を行い、継続的な対話を通じて信頼関係を構築します。

- 1) 財務情報および非財務情報といった企業活動の状況を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
- 2) 政治・行政と健全かつ透明度の高い関係を保ちます。
- 3) 一般に公開されていない重要な秘密情報に基づくインサイダー取引を行いません。
- 4) 顧客、取引先、自社の秘密情報や個人情報を適正に扱うとともに、漏洩することのないよう情報セキュリティ対策を実施します。
- 5) 相互信頼および対話を基調とした、良好な労使関係の維持に努めます。

7. 事業活動のあり方

私たちは、誠実な事業活動を通じ、社会・経済の健全な発展に貢献します。

- 1) 公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行うとともに、贈収賄などのあらゆる腐敗行為を行いません。
- 2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。
- 3) 持続可能な社会の発展を支えるため、サプライチェーン全体で社会と環境に配慮した責任ある調達活動を推進します。
- 4) 国際平和と安全の維持の責任を果たすため、貨物や技術の輸出に関する法令などを遵守します。
- 5) 知的財産権を重要な会社資産として適切に活用・維持・保全するとともに、他者の知的財産権についても不正に使用しません。
- 6) 経営に携わる者は、本憲章の精神の実現が自らの責務であることを認識し、率先して行動するとともに、本憲章の徹底を図ります。

附則

トクヤマグループ各社においては、トクヤマの事前承認のもと、適用される法令や事業領域、企業文化などを尊重して内容を一部変更することがあります。

2023 年 4 月 1 日 改正

https://www.tokuyama.co.jp/csr/pdf/2023csrpdf_1.pdf

「トクヤマグループ 人権方針」

1. 人権に対する基本的な考え方

トクヤマグループは、「人権尊重」をあらゆる事業活動の基本と考えます。

トクヤマグループは、企業としての人権尊重責任を果たすため、国連「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範を支持・尊重します。また、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、国連グローバル・コンパクト 10 原則を支持し尊重します。

トクヤマグループは、事業活動を通じて様々なステークホルダーの人権に負の影響を引き起こすまたは助長する可能性があること、トクヤマグループの事業・製品・サービスが人権への負の影響と直接関連する可能性があることを認識しており、人権侵害を回避し、自らが関与した人権への負の影響に対処することに努めます。

2. 適用範囲

本方針は、トクヤマグループの全役職員に適用します。また、トクヤマグループのあらゆる事業、製品、サービスに直接関わる取引関係者などに対しても、本方針を支持し、尊重することを期待し、人権尊重に努めるよう働きかけていきます。

3. 人権尊重の実践

トクヤマグループは、事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないことを約束し、特に以下 1) から 6) の項目について優先的に取り組みます。

1) 差別の禁止

トクヤマグループは、多様性を尊重し、出生、国籍、人種、民族、性別、年齢、職業、雇用形態、学歴、宗教、信条、性的指向、性自認、婚姻、妊娠、疾病、障がい、経済的背景など業務の遂行と全く関係のない事由を理由としたいかなる差別も行いません。

2) 尊厳を傷つける行為の禁止

トクヤマグループは、いかなる場合においても、暴力、暴言、誹謗、中傷、強制行為、非人道的扱い、ハラスメント行為など、人権を侵害したり、個人の尊厳を傷つけたりする行為は行いません。

3) 強制労働・児童労働の禁止

トクヤマグループは、あらゆる国・地域における事業活動において、いかなる強制労働・児童労働も行いません。

4) 労働基本権の尊重

トクヤマグループは、結社の自由および団体交渉権を含む労働に関する基本的な権利を尊重し、労使間の対話を通じて協力関係を構築・維持します。

また、法令を遵守し、公正かつ適正な賃金、適正な労働時間管理など、責任ある労働慣行の遂行に努めます。

5) 労働安全衛生

トクヤマグループは、健康で安全に働ける職場環境を整備します。事業を行う各国または地域の労働安全に関する法と規制を遵守し、業務上の事故や災害を防止します。

6) プライバシーの尊重

トクヤマグループは、個人のプライバシーを尊重し、必要かつ適正な範囲に限り個人情報を収集します。収集した個人情報は各国の関連法規に則り、適正に取り扱います。

4. 人権課題への取り組み

1) 教育・啓発

トクヤマグループは、全役職員が人権についての正しい理解と認識を持つよう、適切な教育・啓発を行います。

2) 人権デュー・ディリジェンス

トクヤマグループは、本方針に基づき、トクヤマグループおよびトクヤマグループのあらゆる事業、製品、サービスに直接関わる取引関係者における人権への負の影響を特定し、防止・軽減・是正を行い、その取り組みの実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示する仕組みを構築し、継続して実施します。

また、トクヤマグループのサプライチェーンにおいて人権への負の影響が生じている場合には、サプライチェーン上の取引関係者に対して是正に向けた働きかけを行います。

3) 救済・苦情処理メカニズム

トクヤマグループは、あらゆる事業活動において人権へ負の影響を引き起こした、あるいはこれを助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。また、トクヤマグループの事業・製品・サービスが人権への負の影響と直接関連したことが明らかになった場合、人権への負の影響を防止・軽減するために適切な対応をとるよう促します。

通報窓口を適切に運用し、実効性のある仕組みを継続させることにより、人権課題の早期発見に努め、是正を行うとともに、通報窓口の体制について実効性のある救済を可能なものとするべく今後も継続して見直していきます。

4) 情報開示

トクヤマグループは、人権尊重への取り組みおよびその結果を、ウェブサイトなどで定期的に開示します。

5) 適用法令

トクヤマグループは、事業活動を行う各国または地域における法と規制を遵守します。

国際的に認められた人権が当該国の法規制により適切に保護されていない場合には、国際的に認められた人権を可能な限り最大限に尊重するための方法を追求します。

人権尊重に対し、本方針遵守のコミットメントを表明します。

2022 年 12 月 1 日

代表取締役 社長執行役員 横田 浩

https://www.tokuyama.co.jp/csr/pdf/human_rights_policy.pdf

サステナブル調達に係る関連方針

サステナブル調達に係る関連方針を下記に示します。

「トクヤマグループ 腐敗防止方針」

https://www.tokuyama.co.jp/csr/pdf/anti_corruption.pdf

「トクヤマグループ 環境方針」

<https://www.tokuyama.co.jp/csr/environment.html>

「トクヤマグループ 品質方針」

https://www.tokuyama.co.jp/csr/responsible_care.html#Quality_Policy

「トクヤマグループ レスポンシブル・ケアの基本指針」

https://www.tokuyama.co.jp/csr/responsible_care.html

以 上

- 本ガイドラインに関するお問い合わせ：サステナビリティ統括本部 サステナビリティ推進グループ
✉ sustainability@tokuyamagr.com
- 購買のお取引に関するお問い合わせ：お問い合わせフォーム（なるべく下記フォームからご連絡願います）
https://www.tokuyama.co.jp/inquiry/purchase_webform.php
購買グループ（東京） 担当：原料・燃料・包装容器
☎ 03-5207-2560
購買グループ（徳山） 担当：原料・燃料・包装容器・資材・工事
☎ 0834-34-2129
- 物流のお取引に関するお問い合わせ： 物流グループ（東京） ☎ 03-5207-2528
物流グループ（徳山） ☎ 0834-32-4100
物流グループ（大阪） ☎ 06-6201-7300
- その他のお問い合わせ：<https://www.tokuyama.co.jp/inquiry/>